

1 2 月 2 日 (第 1 号)

平成25年第7回豊能町議会定例会会議録目次

平成25年12月2日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3

（報告）

第8号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	3
-------------------------------	---

（提案理由説明）

第53号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件	4
第54号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件	4
第55号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件	5
第56号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件	5
第57号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件	6
第58号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件	6
第59号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件	7
第60号議案 指定管理者の指定について	7
第61号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について	8
第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件	8
第63号議案 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件	10

第 6 4 号議案	平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件……………	1 1
第 6 5 号議案	平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件……………	1 1
散 会 の 宣 告	……………	1 2

平成25年第7回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成25年12月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	今中 泰行
消 防 長	西本 好美	会 計 管 理 者	川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	高橋 欣也		

議事日程

平成25年12月2日（月）午後1時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 8 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 4 第 5 3 号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件
- 日程第 5 第 5 4 号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件
- 日程第 6 第 5 5 号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件
- 日程第 7 第 5 6 号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件
- 日程第 8 第 5 7 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 日程第 9 第 5 8 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 日程第 1 0 第 5 9 号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件
- 日程第 1 1 第 6 0 号議案 指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 第 6 1 号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 日程第 1 3 第 6 2 号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 1 4 第 6 3 号議案 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 日程第 1 5 第 6 4 号議案 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第 1 6 第 6 5 号議案 平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

開会 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第7回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、こんにちは。

平成25年第7回豊能町議会定例会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

12月に入りましたが、本日は気候も穏やかで、豊能町のモミジも非常に色づいて、すばらしい景色を私たちにを見せていただいております。本日は、議員の皆様には全員御出席いただきまして本当にありがとうございます。

さて、今回提案させていただいております案件につきましては、条例制定が3件、条例改正が4件、報告が1件、補正予算が4件、その他2件の合計14件でございます。どうか議員の皆様におかれましては慎重に御審議賜り、御承認、御決定賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますけれども開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番・井川佳子議員及び6番・高橋充徳議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3「第8号報告 専決処分の報告の件」の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

第8号報告、専決処分の報告の件について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決日は、専決第11号、平成25年1月7日であります。

相手方は、豊能町光風台1丁目10番地の18、山内栄里子さんであります。

事故の概要は、平成24年1月20日、午後8時30分頃、光風台2丁目11番地地先の歩道上において相手方が歩行中、町が管理している街路樹の切株につまづき転

倒し、負傷したものであります。

和解の内容は、町の過失割合を60%とし、相手方の負担した治療費及び治療に係る交通費並びに本件に係る慰謝料のうち1万4,202円を損害賠償金として相手方に支払うものであります。

今後、このようなことがないように、街路樹等の管理には気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第4「第53号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第53号議案、豊能町附属機関に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

本件は、町が設置する調査審議等のための組織について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として位置付けを明確化し、併せて、他の附属機関についても見直し及び整理を行うものでございます。

条例の概要をごらんいただきたいと存じます。

新たにこの条例に規定する附属機関は、町長の附属機関として入札等監視委員会等八つの組織、教育委員会の附属機関として小・中学校通学区域審議会、町長及び教育委員会の附属機関として指定管理者選定委員会でございます。これらは全国の自治体においても、これまで、規則や要綱等で設置しておりましたが、昨今の他団体の動向を鑑み、町の組織についても見直しを行い、位置付けの明確化を図るものでございます。

また、既存の建設審議会と農業労働力調整協議会については、既に役割を終えた、

もしくは機能を失っており、これを機に条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、経過措置として、現に委員の職にある者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱又は任命されたものとみなすことといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第5「第54号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第54号議案、豊能町暴力団排除条例制定の件について御説明申し上げます。

本件は、豊能町における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって町民の生活の安全を確保するとともに、社会経済活動を健全に発展させるため、条例を制定するものでございます。

条例の概要としましては、まず第3条から第6条で基本事項を定めております。暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないことといったことを基本として、大阪府や他の市町村、町民及び事業者が連携を図りながら社会全体で暴力団を排除していくこととし、そのための町の責務、町民及び事業者の責務、町民及び事業者に対する支援について定めるものでございます。

また、第7条からは、町の公共事業等からの暴力団の排除に関する事項を定めております。暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、町の公共事業等に係る入札参加資格を与えない、

入札に参加させない、契約を解除するといった措置を講じることといたします。さらに、契約相手方や下請負人が暴力団員等から不当な要求等を受けたときは町に報告させ、報告をしなかった場合、指導や勧告、公表といった措置をとることとしております。

第10条から第12条では、暴力団の利益になると認めるときは公の施設の利用を許可しないなど、公の施設や町の事務・事業からの暴力団の排除を図るとともに、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導や啓発が学校や地域等で行われるよう、必要な支援を行うこととしております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第6「第55号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

それでは、第55号議案、豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策についての審議会を設置し、同条第3項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものでございます。

条例の概要のほうをごらん願います。

まず、第2条でございますが、これは豊能町子ども・子育て審議会の組織について

定めております。審議会の構成は、委員の人数10人以内、それから委員の選出でございますが、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、それから教育、保育関係者、それから事業者、それから子育て支援関係者、保護者の中から選出をすることとしております。任期については2年間としておりまして、再任されることもできることとしております。

それから、第3条及び第4条でございますが、会議の運営について定めておりまして、会長と副会長を委員の互選で選出すること、会議は委員の過半数の出席をもって成立すること、議事は出席した委員の過半数で決することを定めております。

第5条でございます。関係者の出席等について、会長が必要と認めれば関係者の出席を求め、意見を聞き、必要な資料の提出を求めることができることを定めるものでございます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第7「第56号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第56号議案、豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件について御説明申し上げます。

本件は、先ほど御説明申し上げました第53号議案、附属機関に関する条例及び第55号議案、子ども・子育て審議会条例において規定する委員の報酬について定めるものでございます。

改正の内容としましては、新たに条例に

規定する委員として、先ほどの附属機関に関する条例で位置付けることとなった附属機関の委員及び子ども・子育て審議会の委員の報酬について定めるとともに、廃止する附属機関の委員を削除し、あわせて配列を見直すものでございます。

報酬の額については、規則で定めておりました額を引き継ぎ、額の改定はございません。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第8「第57号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第57号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を変更するとともに、規定の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第4条第1項に規定する、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を見直し、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれかがいない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対し災害弔慰金を支給することとするもので、その他につきましては、条例中の文言の整理等を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、

御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第9「第58号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第58号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件について御説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律による地方税法の延滞金の割合に関する規定の改正内容に準じ、個別排水処理施設設置に係る分担金、町営住宅の家賃及び都市計画下水道事業受益者負担金のそれぞれの延滞金の割合を引き下げるものでございます。

条例の概要をごらん願います。

現在、個別排水処理施設設置に係る分担金の延滞金は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%の割合、また、町営住宅の家賃に係る延滞金の割合につきましては、納付期日の翌日から1カ月間は7.3%、1カ月経過後は14.6%の割合と定めております。これを、今回の改正により、分担金の延滞金につきましては、本則において7.3%の期間及び端数処理に係る規定を設け、それぞれ附則において延滞金の割合の特例として、貸出約定平均金利に1%を加えた特定基準割合に7.3%を加算した割合、1カ月以内は特定基準割合に1%を加算した割合とするものでございます。

都市計画下水道事業受益者負担金の延滞金については、都市計画法の規定により、年14.5%の割合と定めているところ、今回の改正により、本則において7.25%の

期間及び端数処理に係る規定を設け、附則における特例として、特例基準割合に7.25%を加算した割合、1カ月以内は特例基準割合に1%を加算した割合とするものでございます。

また、今回の改正にあわせて条例の文言の整理を行います。

なお、附則といたしまして、それぞれの条例の施行期日は平成26年1月1日とし、経過措置として、この規定は施行日以後の期間に対応する延滞金について適用することとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第10「第59号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第59号議案、豊能町立自転車駐車場条例等改正の件について御説明申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、条例の消費税率相当の記載箇所を改正するものでございます。

条例の概要のほうをごらん願います。

最初に、豊能町立自転車駐車場条例につきましては、消費税相当額を加算する規定について、別表第2に定める使用料を総額表示に変更することから、削除し、また、別表第2の使用料の額については、8%の消費税相当額を含めた総額表示に改めるものでございます。

なお、一時預かりにつきましてはコインパーキングで徴収することから、100円単位に据え置くこととしております。

次に、下水道条例につきましては、下水道使用料について、現行の消費税5%から8%に改正するものでございます。

次に、水道事業給水条例につきましては、水道料金、口径別納付金及び設計手数料の消費税を5%から8%に改正し、従前の簡易水道事業又は特設水道に係る区域の口径別納付金については内税表示による規定をしていたところ、外税表示に改めるものでございます。

次に、町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例につきましては、消費税相当額について5%から8%に改めるとともに、題名の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行期日は平成26年4月1日からといたします。また、経過措置としまして、豊能町下水道条例及び豊能町水道事業給水条例とも、従前の率を適用する場合の規定を設けます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第11「第60号議案 指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

第60号議案、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

豊能町立高山コミュニティセンターについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、管理を行わせるものを指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設名は、豊能町立高山コミュニティセンター。

指定管理者は、京都府京田辺市甘南備台1丁目1番3号、株式会社ツバキサポートセンター、代表取締役、椿本茂也氏でございます。

指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第12「第61号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

第61号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について、御説明申し上げます。

土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第88条第1項の規定により、豊能町営土地改良事業を施行することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成25年9月15日から16日までの台風18号集中豪雨により被災した農地及び農業用施設の応急工事計画について、土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第88条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、平成25年9月15日から同月16日までの台風18号集中豪雨による災害復旧事業でございます。

総事業費は、7,313万円でございます。

事業施行場所は、豊能町切畑681番地1他51件で、農地32件、水路12件、道路8件でございます。

事業期間は、平成25年12月から平成26年12月まででございます。

事業内容は、平成25年9月15日から同月16日までの台風18号集中豪雨により被災した農地（畦畔を含む。）等の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

以上でございます。御審議いただき御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第13「第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

それでは、第62号議案、平成25年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度豊能町一般会計補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億615万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,144万2,000円とするものです。

補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許費でございます。6ページをお開き願います。

第2表に記載のとおり、子ども・子育て支援事業計画策定事業及び耕地災害復旧事業について、年度内に事業を完了することが難しいため、翌年度に繰り越すものでござ

ございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。

7ページの第3表に記載のとおり、子育て支援給付システム構築事業、小学校給食調理業務委託事業、中学校給食委託事業の3事業を追加いたします。いずれの事業も実際の業務は次年度から開始となりますので、予算は平成26年度から計上いたします。

次に、第4条といたしまして、地方債の補正でございます。

8ページの第4表をごらん願います。

地方債の追加ですが、公共土木施設災害復旧事業の財源として地方債を新たに発行するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

一般職の人件費につきましては、共済費の増や人事異動等により、全体で996万3,000円の増額となっております。

以下、人件費を除く部分について御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の7・基金管理事業ですが、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

企画費の3・町政PR事業ですが、当初予算で実施しております、ふるさと寄付促進事業に係る費用を増額するものでございます。

自治振興費の4・自治会運営支援事業につきましては、希望ヶ丘自治会の施設整備補助金に係る費用を補正するものでございます。

次に、17ページの徴税費、賦課徴収費

の1・町税課税事業ですが、町税の還付に伴う償還金を補正するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の13・障害児福祉事務事業ですが、平成24年度事業費確定に伴う償還金でございます。

老人福祉費の3・介護保険特別会計事業勘定繰出金事業ですが、介護保険特別会計における人件費を繰り出すものでございます。

後期高齢者医療費の1・後期高齢者医療特別会計繰出金事業ですが、後期高齢者医療特別会計の負担金確定に伴い補正するものでございます。

次の、2・大阪府後期高齢者医療広域連合負担金事業ですが、広域連合の平成24年度事業費の確定に伴う負担金の増でございます。

次に、23ページをお開きください。

農林水産業費、林業費、林業総務費の4・野生鹿、猪等農林業被害防止事業ですが、シカ・イノシシの捕獲に伴う報償金を補正するものでございます。

次に、25ページをお開きください。

土木費、道路橋梁費、道路維持費の2・交通安全施設整備事業ですが、街路灯等の修繕に係る費用を補正するものでございます。

河川費、河川維持費の1・河川治水対策事業ですが、北山川の整備に伴う土地買収に係る費用を補正するものでございます。

次に、26ページをお開きください。

都市計画費、都市計画総務費の3・下水道事業特別会計繰出金事業ですが、下水道事業特別会計における人件費を繰り出すものでございます。

公園費の2・公園・緑地・街路樹等管理事業ですが、光風台の緑地ののり面補修工

事に係る費用を補正するものでございます。

27ページ、教育費、教育総務費、事務局費の10・子育て支援環境の充実事業ですが、府の補助金を活用し、絵本や教材等を購入するものでございます。

次の11・子ども・子育て審議会運営事業ですが、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て審議会の費用及び繰越明許費のところで申しあげました子ども・子育て支援事業計画策定事業の費用でございます。

次に、29ページをお開き願います。

予備費ですが、予備費が不足することが想定されるため、補正を行うものでございます。

次に、30ページをお開きください。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、耕地災害復旧費ですが、第61号議案で御説明申しあげましたとおり、農地に係る災害復旧事業を行うものでございます。

公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費ですが、町道に係る災害復旧事業を行うものでございます。

歳出の御説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

12ページへお戻りいただきたいと思っております。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金ですが、耕地災害復旧事業に係る受益者分担金でございます。

国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金ですが、公共土木施設災害復旧事業に対して交付されるものでございます。

次に、13ページでございます。

府支出金、府負担金、民生費府負担金ですが、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金の金額確定に伴うものでございます。

同じく、土木費府負担金ですが、北山川の整備に係る土地買収事業に対して交付さ

れるものでございます。

府補助金、教育費府補助金の1・地域福祉・子育て支援交付金ですが、子育て支援環境の充実事業に対して交付されるものでございます。

8・安心こども基金特別対策事業府補助金ですが、子ども・子育て審議会運営事業に対して交付されるものでございます。

災害復旧費府補助金ですが、耕地災害復旧事業に対し交付されるものでございます。

14ページをお開きください。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金ですが、今回の補正に係る財源調整でございます。

繰越金、繰越金、繰越金ですが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

最後に、町債ですが、地方債補正で御説明申しあげたとおり、公共土木施設災害復旧事業債でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第14「第63号議案 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第63号議案、平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、7月の保険料本算定の結果に基づく後期高齢者医療保険料の確定等により補正を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2、

9 1 5 万7, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3 億6, 1 0 6 万8, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。

8 ページをお開きください。

款 1 ・総務費、項 1 ・総務管理費、目 1 ・一般管理費の4 6 万5, 0 0 0 円の減額は、今年度にシステム更新しました機器等の契約差金でございます。

款 2 ・後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 ・後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 ・後期高齢者医療広域連合納付金の2, 9 6 2 万2, 0 0 0 円は、本算定による保険料収入の確定並びに保険基盤安定繰入金の確定などにより増額補正をするものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 ・後期高齢者医療保険料、項 1 ・後期高齢者医療保険料、目 2 ・普通徴収保険料の2, 0 2 2 万2, 0 0 0 円は、本算定などにより保険料収入を増額するものです。

款 3 ・繰入金、項 1 ・一般会計繰入金でございますが、歳出で説明いたしましたシステムの更新に係ります機器等の契約差金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、一般会計からの繰り入れを減額補正するものでございます。

7 ページをお開きください。

款 4 ・繰越金9 8 3 万5, 0 0 0 円は、前年度決算額の確定に伴います繰越金でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第 1 5 「第 6 4 号議案 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第 6 4 号議案、平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）について説明をさせていただきます。

今回の補正は、人事異動に伴います職員人件費の補正を行うものでございます。

お手元の補正予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条として、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 4 万4, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 7 億8, 1 3 2 万5, 0 0 0 円とするものでございます。歳出から説明をいたします。

補正予算書の 6 ページをお開きください。

款 1 ・総務費、項 1 ・総務管理費、目 1 ・一般管理費の人件費を 5 3 万4, 0 0 0 円増額し、また、7 ページの款 4 ・地域支援事業費、項 2 ・包括的支援事業等費、目 1 ・包括的支援事業等費の人件費を 1 1 万円増額する補正を行うものでございます。

また、歳入につきましては、5 ページをお開きください。

款 7 ・繰入金、項 1 ・一般会計繰入金ですが、歳出で説明をいたしました人件費について、一般会計からそれぞれ目 3 ・包括的支援事業等費繰入金に 1 1 万円、目 4 ・その他一般会計繰入金に 5 3 万4, 0 0 0 円を繰り入れ、増額補正を行うものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第 1 6 「第 6 5 号議案 平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第65号議案、平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ367万4,000円を増額し、総額をそれぞれ4億9,713万5,000円と定めるものでございます。

2、3ページに、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を記載しております。

第2条で、地方債の追加は4ページの地方債補正、追加でございますけれども、起債の目的を公共土木施設災害復旧事業債とし、限度額を90万円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目2・下水道維持管理費で16万円を増額するものでございます。これは、共済費の率及び扶養手当の金額の増額によるものでございます。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費で351万4,000円を増額するものでございます。主なものは、本年9月15日から16日にかけて、台風18号の影響を受け、寺田宮ノ下25番地先に設置しております下水道マンホールポンプ制御盤がのり面崩落に伴い被災したため復旧するものでございます。

続きまして、7ページに戻っていただきまして、歳入の御説明を申し上げます。

款3・国庫支出金、項2・国庫負担金、目1・下水道費国庫負担金で196万2,000円を増額するものでございます。これは、先ほど歳出で御説明いたしました下水道マンホールポンプ制御盤復旧の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金でございま

す。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で19万円を増額するものでございます。これは、歳出で御説明いたしました共済費の率及び扶養手当の分でございます。

8ページをお開き願います。

項2・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金の62万2,000円と、款8・町債、項1・町債、目1・下水道債90万円の増額は、下水道マンホールポンプ制御盤復旧をするためのものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月3日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後1時44分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 8 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第 5 3 号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件
- 第 5 4 号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件
- 第 5 5 号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件
- 第 5 6 号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件
- 第 5 7 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 第 5 8 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 第 5 9 号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件
- 第 6 0 号議案 指定管理者の指定について
- 第 6 1 号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 6 2 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 6 3 号議案 平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 6 4 号議案 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の
件
- 第 6 5 号議案 平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 6番